

宇治抹茶新商品開発・販路拡大支援事業に係る Q & A

令和2年6月8日現在

<補助対象者について>

	質問内容	回答
1	府内の茶商工業者には、茶生産者は含まれますか。	府内で製茶業（荒茶製造除く）、茶卸売業及び茶小売業を営む茶商工業者を対象とし、荒茶製造のみを行っている茶生産者は含まれません。
2	府内に事業所等がない食品製造・加工業者等は補助対象にならないのですか。	府内に事業所等がない場合でも、府内の茶商工業者との連携体を組むことを条件に補助対象者とします。
3	府内に事業所等があれば、単独での事業申請が可能ですか。	可能ですが、本事業では必ず原材料（茶）として京都府産抹茶（又は、てん茶）を使用する必要がありますので、府内茶商工業者と取引関係を結んでいただくこととなります。
4	宇治茶振興を図る主体として適当と認められる事業者とは何ですか。	事業実施主体の概要や取組内容により、個別に判断します。
5	複数企業による連携体の場合、申請者は誰になりますか。	構成員の中で本事業における代表組織を決めていただき、代表組織を申請者として申請してください。また、連携体を構成する全ての企業について、実施計画書内にその概要を列記してください。

<補助対象となる取組について>

1	本事業で開発する新商品・新サービスとは何ですか。	新商品とは、抹茶・てん茶を使用した飲料、加工食品（お菓子やスイーツ等）全般を指しますが、非食品でも構いません。また、新サービスとは、抹茶を売る（例えば家庭で消費する等）システムの開発等を指します。
2	販路開拓費用として、営利活動が対象とならないのはなぜですか。	販売収益が発生する活動は対象となりません。研究開発にフィードバックする市場調査活動や、事業化のためのテスト販売等は対象となります。
3	研究開発あるいは販路開拓の取組だけでも申請可能ですか。	申請には両方の取組が必要です。新商品の試作だけでなく、市場調査や試作品のテスト販売、展示会出展等の活動をセットで行うことで、いち早く商品化し、市場投入していただきたいとの狙いです。

4	本事業で開発した新商品・サービスは、事業完了時までに商品化・提供開始しなければならないのですか。	令和3年2月28日までに、試作品の完成及び事業完了することが条件です。新商品等の商品化・サービス提供は、事業完了後6か月以内をめぐりに開始してください。また事業実施年度終了後2年間、販売状況を報告していただきます。
5	飲食店で新メニュー開発したいのですが、この事業は使えますか。	下限事業費200万円を超える計画であれば、事業対象です。ただし府内産農林水産物を使った新メニュー開発については、府観光室などが募集する「「食の京都」推進事業補助金」（補助上限20万円、補助率3分の2。応募締切6月15日）などの支援もありますので、事業規模に応じてご検討ください。

<補助対象経費について>

1	原材料のうち、京都府産抹茶・てん茶に係る経費だけ補助率が10/10となっているのはなぜですか。	新型コロナウイルス感染症の拡大による茶市況への影響が懸念される中、例年に比べ特に在庫が増加している抹茶（てん茶）の積極的な利用を促すとともに、感染症収束後の需要拡大を図るねらいがあります。
2	補助率10/10となる原材料費の「京都府産抹茶・てん茶に係る費用」には何が含まれますか。	研究開発・販路開拓のために利用する原材料（茶）の購入代金（税抜き）のみが補助率10/10となります。なお、消費税や振込手数料は対象経費となりません。
3	原材料費の中にてん茶から抹茶への仕上げ加工費は含まれますか。	仕上げ加工を他社に委託した場合、その費用は委託費となりますので補助率1/2です。なお、申請者自らが仕上げ加工を行った場合は、加工に掛かった経費（人件費、光熱水費等）は計上できません。
4	京都府産抹茶・てん茶は、どのように調達すればよいのですか。	申請者から府内の茶商工業者に発注いただくこととなります。
5	機械装置・器具費が原則リース・レンタルなのはなぜですか。	補助対象期間内に本事業を実施するに当たって必要な機械装置等に限り補助対象となるため、原則としてリース・レンタルすることとしています。
6	別記第1号様式別紙2（事業費支出明細書）の（1）（2）（3）欄の違いは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> （1） 補助事業に要する経費：消費税込みの金額 （2） 補助対象経費：消費税抜きの金額 （3） 補助金申請額：（2）消費税抜きの金額の合計に補助率を掛けて、千円未満を切り捨てた金額。補助金申請額は経費項目毎に計算せず、補助対象経費の合計に、補助率を掛けて算出してください。（記載例参照）

<事業費及び補助率について>

1	1件あたり600万円（目安）とは、上限事業費ですか。	本事業の標準的な事業費の目安であり、上限事業費ではありません。事業計画書の内容（商品開発力、波及性）を考慮して、審査会で応募案件を審査します。
2	事業費に下限はありますか。	下限事業費は200万円とします。
3	採択件数は決まっていますか。	10件程度を想定していますが、予算の範囲内で、取組内容を審査して採択の可否を決めますので、採択件数は固定したものではありません。
4	今回の申請を締め切った以降も定期的な追加募集は行われますか。	現在のところ追加募集は予定していませんが、今回の募集において補助金額が予算額に達しなかった場合は、追加募集する可能性はあります。
5	補助金額は、どのように計算するのですか。	対象となる経費の合計（消費税抜き）に、補助率を掛け、千円未満を切り捨てた金額となります。
6	補助金の交付時期はいつ頃になりますか。概算払はできますか。	原則として、取組（事業）終了後に精算払としますが、概算払を希望される場合は、概算払申請書を提出してください。内容を審査して、事業遂行上、特に必要と認められる場合には、交付決定額の40%に相当する額を上限として、概算払を行います。

<申請手続きについて>

1	対象となる事業の期間は、いつからいつまでですか。	令和2年4月1日（水）から令和3年2月28日（日）までに実施された取組が対象です。交付決定前の取組（令和2年4月1日以降に限る。）についても遡って対象とします。
---	--------------------------	--

<選定基準、審査について>

1	審査はどのように行われるのですか。	府特産の宇治抹茶の需要喚起につながる新商品・新サービスの開発を目指していることから、審査に当たっては、新規性、優位性、市場性、実現可能性、経済波及効果等を選定基準とします。
---	-------------------	--

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にお問い合わせください